

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター
の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日

条例第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第3条—第20条）

第3章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、地域活動支援センター（法第5条第26項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（基本方針）

第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下この条、次条及び第13条において「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。）を行う者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

（運営規程）

第3条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）営業日及び営業時間

（4）利用定員

（5）利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額

（6）施設の利用に当たっての留意事項

（7）緊急時等における対応方法

（8）非常災害対策

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

（10）その他運営に関する重要事項

（緊急時等の対応）

第4条 地域活動支援センターの従業者は、現にサービスの提供を行っている場合において、利用者
に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な

措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第6条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 地域活動支援センターは、やむを得ず利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第7条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供したときは、その提供をした日及び内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 地域活動支援センターは、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第6条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由等の記録

(3) 第19条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(4) 第20条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第9条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第10条 地域活動支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

(2) 便所

(3) その他地域活動支援センターの運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(従業者)

第11条 地域活動支援センターには、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 指導員

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

4 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、及び地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所)

第12条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第13条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 地域活動支援センターは、前項の規定による支払を求めようとするときは、利用者等に対しその用途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第14条 地域活動支援センターは、生産活動の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会を提供する場合には、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第15条 生産活動の機会を提供する地域活動支援センターは、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

(定員の遵守)

第16条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第17条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、その施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第18条 地域活動支援センターの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第19条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにかける限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 雑則

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。